## 家 畜 衛 生 情 報 No.10 平成30年3月29日

西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所 津軽地区家畜衛生推進協議会 つがる市木造若竹 2-1 TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

# 大切な家畜を伝染病から守るために

# 飼養衛生管理基準の遵守を徹底しましょう!

**飼養衛生管理基準**は、家畜の所有者の皆様が最低限守っていただくべき 衛生管理の方法を取りまとめたものです。また、飼養衛生管理基準が定め られた家畜の所有者は、毎年、家畜の飼養状況や衛生管理状況等を県知事 に報告することが義務付けられています。

#### ~ 平成29年 家畜の飼養に係る衛生管理の状況について ~

平成30年2月、全国の飼養衛生管理基準の遵守状況が公表されました。 調査の結果では、ほとんどの項目が概ね80%を超えて遵守されていま したが、「車両の消毒」及び「記録の作成・保管」の項目については遵守率 が低い傾向にありました。

「車両の消毒」は農場への病原体の持ち込み防止、「記録の作成・保管」 は農場に出入りする人や物の流れを把握するために重要な項目です。

(裏面もご覧ください)

## 飼養衛生管理の要点

#### □家畜防疫に関する最新情報の把握

家保が発行する衛生情報の確認、農林水産省のホームページの閲覧等

## □衛生管理区域の設定

農場の敷地とそれ以外の区域の区別

## □衛生管理区域への病原体の持込みの防止

立ち入る者の制限、車両の消毒、農場を出入りする際の手指や長靴の 消毒、衛生管理区域内に持ち込む物の洗浄・消毒等

#### □野生動物等からの病原体の侵入防止

給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止、飲用に適した水の給与、死体の保管場所への侵入防止等

## □衛生管理区域の衛生状態の確保

畜舎等の施設の清掃・消毒、器具の洗浄・消毒等

## □家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

異状が確認された場合の早期通報、毎日の健康観察等

## □感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者の氏名と住所・立ち入り日と目的、家畜 所有者の海外渡航歴、家畜の導入歴、飼養家畜の異状の有無等

毎日の健康観察をより丁寧に行い、異常が確認された場合には すぐにご連絡ください。

連絡先: つがる家畜保健衛生所 0173-42-2276

(土日休日緊急用携帯 090-8788-7459)